

## 〔研究ノート〕

### 労働用語ことはじめ(一)

香川孝三

#### はじめに

本稿は、日本において労働用語がどのようにしてつくられ、定着していくかを知るための素材を提供することを目的としている。日本における労働用語は、明治以降資本主義の発達とともに生まれ、育ったものが多いが、そのもとはイギリス・アメリカ・ドイツ・フランスらの外国の労働用語にある。したがって、それらの外国の労働用語をいかにして日本語に翻訳していくかを追求することによって、労働用語の出生を知ることができる。翻訳をする場合、中国の古典にある漢語を転用したり、中国製の訳語をそのまま日本において用いたり、まったく新しくつくった言葉を用いたり、あるいはカタカナで表現したりといろいろ工夫をおこなっている。その成り立ちをまづざぐる必要がある。

そのようにして生まれた訳語がどのようにして定着していくかを次にさぐる必要がある。言葉はある日突然に生まれて、それ

が以後いつせいに用いられるることは少なく、徐々に用いられて、気がついてみるとその言葉が社会の中で定着してもらはれていたという場合が多いのではないかだろうか。ある事象を表現する言葉は複数あり、その中からそれを最も適切に表現する言葉が生き残っていく。労働用語も同様である。ある労働用語が定着して、人々に用いられるにいたるには、それなりの理由があるはずであり、それをさぐっていこうというわけである。

この作業は、これまであまりおこなわれたことがないらしく、まとまった文献はほとんどない。そこで、その作業の第一歩として、研究ノートの形で発表することにした。なお、ここでとりあげる労働用語は作業の進行状況に即しているので、論理的な配列にはなっていないことを断つておく。

注

(1) 森岡健二編『近代語の成立—明治期語彙編』明治書院一二六頁  
以下参照。

(2) 菊地勇夫「労働法の名前」『日本学士院紀要』十五卷三号

一四二頁以下、後藤清「労働法の術語の邦訳」公勞委委報一五号八頁  
以下。

### 一 「労働協約」

(1) 労働用語の中で、その出生が一番はっきりしているのが、「労働協約」なので、最初にそれをとりあげていこう。「労働協約」は福田徳三によって造られた言葉であり、彼みずからそのことを、大正五年同文館発行の『経済大辞書』の中であらかじめ記述するところである。

それは福田徳三『生存権の社会政策』(赤松國輔・昭和二十三年、その改訂版が講談社学術文庫に収録されている)の中にあるところである。

「労働協約なる成語は、本文の筆者これをわが邦にはじめたるところにして、當時この名称もその事実もわが邦に知らされやう。筆者ははじめは賃銀協約としたりしが、後その係るところ単に賃銀のみに限らずひらく労働の条件にあるがゆえに労働協約に改めたり」

福田徳三が、はじめ賃銀協約と名づけたのは、「賃銀協約の新趨勢」(慶應義塾學報一〇九号、明治三十九年九月一日)といふ論文の中である。賃銀協約はドイツ語の *Lohnvertrag*, *Lohntariff* を翻訳したものである。その論文によれば、「其の新趨勢とは、一言して云へば賃銀協定是れである。即ち賃銀は協定によりて成立する」との出来の一事實是れである。是れを称して賃銀協約又

は協定賃銀率主義といふ。

それにれば、當時ドイツには三種のよび方があった。経済学者が用いた賃率協約 (Tarifgemeinschaft)、法律学者が用いた賃銀率協定又は賃銀定率 (Lohntarifabkommen, Lohntarifgemeinschaft, Lohntarif) の三種であるとのべた。「日本語にはいまだ確乎

一定の名称あるにあらざれば、予はそのはじめにあたりて賃銀協約なる本義の名称を捨て、意味ひるき労働協約なる名称をとるをゆいて當を得たりと信ず。ドイツ語において、(中略) 賃率協約なる名称また少なからず使用せらるがこといえども、予は絶対的にこれを反対せんと欲す。(中略) その理由一あり。一、 Tarifvertrag なる語は、國際条約上『協定税率条約』の意において慣用せらることすでに久し。しかるにいま全然別物にしてしかも新時代の産物たる労働協約に同一名称を冠らしむるはかえり Tarifvertrag なる語は、

何は今日いまだ全然不定の問題たり。しかるにこれを言い表わすに法律上一定の意義を有する Vertrag (契約) なる語をもつてはるは種々の誤解を惹起すべし。否労働協約はある意味においては從来の個人的契約を廃し、これに代うるに団体と団体とのあいだにおける協定をもつてせんとするものなり。されば『契約』の意

味を有する文字はもともと意を用いて避くべきものとす」

「労働協約」は「労働」と「協約」を合成してつくられた言葉である。

「労働」という言葉であるが、「働く」という字は明治以後つくられた字であり、それまでは「労動」という言葉が用いられていました。「労動」はもともと漢語であり、日本国語大辞典によれば、魏志華陀伝の「人体欲<sup>シテ</sup>得<sup>シ</sup>労動」が実例としてのござり、さらに江戸時代の養生訓の「身体は日に少しつ労動すべし。久しく安坐すべからず」西国立忠編(中村正直訳)、一一・三「身体を労動するの益」がかけられてゐる。

「協約」という言葉は、「契約に代へるに協約を以てするので、協約と云ふのは詰り契約でないと云ふ意味で、態の似寄った字を私は訳語に使つたのである」(福田徳三「労働契約から労働協約」)福田徳三経済學論集第五卷(下)一五七〇頁)。

(2) 福田徳三が「労働協約」を造語した頃、それがただちに一般に用いられたわけではなく、別の名称も用いられていた。

岡村司は、明治四十一年十一月発行の京都法学会雑誌(後に

「民法と社会主義」に所収される)で、「集合契約」という言葉をつかっていいる。

「集合契約と云ふ語は労働条件に関する集合契約(Conventions collectives relatives aux conditions du travail)」の語を略言

したものなり。或は之を賃率契約(Tarifvertrag)と称する者あれども狭きに失す。賃金の標準を定むる」とは集合契約の主要

なる目的の一なれども、集合契約は之のみを目的とするものに非ずして、其の外種々の労働条件を協定するものなればなり。集合契約は労働契約の条件を契約するものなれども、労働者団の契約は一人の業主と多数の労働者との間に直接に締結する労働契約に外ならざるなり」

その「集合契約」の法的性質を、「集合契約は社会の新事情に応じて発生したる新種類新形体の契約なり。強て之を旧制度の範疇に入れんとするは事理に反す」としながら、「集合契約の如きは一種独立の無名契約と為し、其の目的並に当事者の意思に從いて充分の効力を生ぜしむを以て正当なりとす。若し夫れ法律が特に之を規定して有名契約の一種と為さんことは更に妙なり」と、集合契約を債権契約ととらえてしまつてはいる。労働協約がうまれる社会の新しい状況を指摘しながらも、それを法理論上徹底することができなかつた。それが集合「契約」という訳語にあらわれてゐる。それと同じことが、「賃率契約」と訳した石坂音四郎にもわかる。

石坂音四郎は、法学新報二〇巻一号(明治四十三年)で「賃率契約」という言葉をもじりてゐる。これはドイツ語の Tarifvertrag の翻訳である。

「賃率契約(Tarifvertrag)」は一人又ハ多数ノ企業者ト多数ノ労働者間ニ於テ将来締結セラルヘキ箇々ノ労務契約ノ基礎トナルヘキ賃銀其他ノ労働条件ヲ定ムル契約ヲ云フ賃率契約ハ或ハ之

ヲ労働協約 (Collective Arbeitsvertrag) ト称ス蓋契約ノ當事者  
特ニ其一方ノ當事者タル労働者ハ常ニ多數ナルカ故ナリ或ハ之ヲ  
労働規則契約 (Arbeitsnormvertrag) ト称スル学者アリ賃率契約  
ナル名称ハ此契約ハ始メ主トシテ賃銀ニ関スル協定ノ為メニ締結  
セラレタルカ為メニ生セリ然レトモ賃率契約ハ単ニ賃銀ノミナラ  
ス他ノ労働条件ヲ定ムルヲ通常トス而モ又企業者及ヒ労働者ハ賃  
銀ヲ除キ他ノ労働条件ノミニ闕シ此種ノ契約ヲ締結スルコトヲ得  
ルカ故ニ賃率契約ト称スルハ適當ニアラス然レトモ賃率契約ナル  
名称ハ最普通ニ用ヒラルルカ故ニ今之ニ從フ」(改纂民法研究  
下巻七八〇頁)

一人又ハ多數ノ企業者ト多數ノ労働者トノ間ニ於テ将来締セラルベキ労働契約ノ内容（賃銀其他ノ労働条件）ヲ定ムル契約ヲ謂フ。  
（中略）而シテ此ノ如キ契約ハ賃銀ニ関スル事項ヲ其主要ナル内容トスルガ故ニ多ク之ヲ賃率契約ト称ス」（五二二頁）  
鳩山も石坂と同様に賃率契約を債権契約ととらえている。

以上三人の法律学者は民法を専門としている。そのために「集合契約」「賃率契約」を債権契約としてとらえ、いずれも「契約」という表現にこだわっていたように思われる。

しかし、法律学者でも、大正末期以降は労働協約という言葉を使っている。たとえば木松駿太郎は、大正十五年一月の『改造』に「労働協約と法律」という論文を発表している。また、「労働協約」という言葉がすくれていることをのべる法律の専門家があらわれている。

柳川昌勝「労働法上に於ける二箇の合意」  
（司法研究第二輯六、大正十五年十二月刊）では、

「労働協約は貨率契約又は集合協約とも称せられて居るが労働協約は単に賃率のみを定めるものでなく広く労働条件全般に亘

徳三「『生存権の社会政策』・講談社学術文庫一四六頁）  
大正に入つても、法律学者の中で「賃率契約」が用いられてゐる。その代表的事例は大正十一年発行の鳩山秀夫「日本債権法各論」である。この当時は、すでに労働協約という言葉が広がりつつある時期であるのに、「賃率契約」という言葉を用いている。「賃率契約」又労働協約（Arbeitsnormen vertrag）トイ。

労働用語

国語例くば独逸語の Tarifvertrag は初め Lohntarif (賃率) のみを規定したから出来た名称であるから此外国語の直訳又は沿革と云ふ点から云へば賃率契約といふのが当つては居るが現在社会現象として行はれて居る Tarifvertrag に対しては労働協約と云ふ訳語が一番正確である」(七五~七六頁)

吉川大一郎も「労働協約の觀念に就て」(法学論叢二四卷一号、昭和五年七月刊、後に『労働協約法の研究』に所収)において、「労働協約」という邦語は福田博士の提唱に係るものであつて(中略)、現今では、殆んど普遍的に用ひられるに至つた。尤も学者によつては「賃率契約」又は「集合契約」という語を用いてゐる者もあるが(中略)、何れも用語として妥當でない。併となれば、前者は労働協約が賃率 Lohntarif の約定から進展した沿革に膠着するものであつて、労働關係の内容の基準並に協約当事者間の債権關係を設定することを目的とする労働協約の概念を表白するのに頗る狭きに失すると共に、後者は集合的(団体的)合意が労働協約に限らるべきものでない点を看過した感があるのみならず所謂綜合的(又は集合的)労働契約と混同せられる惧があるからである。

(3) これに対し、経済学者の場合はどうであろうか。福田徳三の外に次の者がいる。  
関一の『工業政策(乙)』(明治四十四年四月)では、「集合協約」という言葉を用いている。  
「本邦に於ては労働協約(福田博士) 賃率契約(石坂博士)の

語を以てゐる学者あり。余は Collective Agreement, Convention Collective etc に準じて集合協約とせる。更に一層正確に云ふべき雇傭集合協約又は労働集合協約と云ふ方適當ならんも、今暫く簡単なる集合協約を採用せり」(四八九頁)

これに対して、福田徳三は次のように批判している。「労働協約の語によりて表出せんとするば、ある全體の協約にあらず、労働契約の条件をあらかじめ一般的に協約するの謂にして、労働雇用そのことに直接に關係するにあらず、ゆえに強いて精密ならんと欲せば、労働条件予定協約・労働標準協約・労働条件協約・労働準則協約などとなすべく、なかんぞく筆者は労働標準協約またはいさか長きをいとわざれば、労働条件標準協約となすを可なりと信ず。

しかるこの名称とて「經營」上場内における労働規程 Arbeitsordnung に関する協約と混視せらるるおそれなしとせずして完全とはいひ難し、しかばむしろ語の簡潔に重きを置きて労働協約となすべく、関博士の「」とくられに加うるに集合なる文字をもつてするは不必要にして、西洋において collective なる語を冠らすは「契約」なる文字を用うる以上、その普通契約と異なる所以を標出するためにするものなり。convention または agreement と collective を冠らすは、畢竟因襲の慣性に基づくのみ、なんら意味なき諧音なり。しかるを「協約」なる適語をはじめより用うるわが邦において、ある無用の長物をまで添加せんとするはあまりに非獨創的なり。ある余字を用うるをいとわざとすれば、労

勵標準協約または労働条件協約となすほう、はるかに勝れり。」

（福田徳三『生存権の社会政策』講談社学術文庫一四八頁）

「協約」という言葉の中にすでに集団あるいは団体が関係するという意味が含まれており、その上に「集合」という言葉をかぶせるのは不要だという批判である。

戸田海市『日本之社会』（明治四十四年六月刊）では、「団集契約」「団集労働契約」「給料率契約」という言葉が用いられてゐる。これは法律学者の訳にひきづられていて、「賃率契約」を「給料率契約」といかえているし、「集団」をひっくりかえして「団集」という表現を用いて、「団集契約」「団集労働契約」としている。「集団」は「集合」からヒントをえればでてくる言葉であり、それをわざわざひっくりかえして「団集」としたところだ、戸田海市の工夫があつたのである。

この「集団」とよく似た言葉として「団体」がある。これを用いて「団体契約」という表現もあつた。

フィリップ・ボヴィッチ著、氣賀勘重訳『経済政策』（明治四十五年四月刊）の中では、「団体契約」という言葉をもちいている。「組合の職員をして企業家又は企業家の団体と平和的協議を遂げしめ平和的協商なきに至れば同盟罷工を断行して企業家に圧迫を加へ、依て以て一切の組合労働者及び同種企業家の遵守すべき労働条件を協定するの手段に出づるを常とす。是れ労働組合が補給組織と共に一般に利用する第二の手段にして、斯學上之を団体契約と称す」

この「団体契約」は、昭和五年発行の社会科学大辞典の中でも項目としてとりあげられている。もちろんこの辞典の中では「労働協約」の項目もある。

経済学者の中でも、法律学者の用いた言葉をそのまま用いた人もいた。その典型は河田嗣郎である。彼は「労働組合主義と集合契約（労働組合法案第十一條及第十二條に就て）」（経済論叢二一卷五号、大正十四年）、『社会問題体系第三卷』（有斐閣・大正十五年）の中で「集合契約」という言葉を用いている。労働組合法案の中で労働協約という言葉があり、それがしだいに普及はじめてくる大正末期に、わざわざ「集合契約」という言葉を用いている。先の論文では表題だけに「集合契約」が使われ、本文中に「団体契約」「労働協約」がもらはれている。後者の本では、本文中に「集合契約」という表現が盛んにでてくる。それは collective bargaining を集合取引と表現しているために、集合取引によって結ばれる労働契約を集合契約となづけたのが、逆に民法学者の使う集合契約から集合取引という言葉を用いたものである。いずれにしても「集合」によって語路合せをしたのではないかと思われる。さらに大正末期でもまだ「契約」という表現がもちいられ、債権契約ととらえる考え方が経済学者の中にもあつたことを示している。このことは労働運動の世界でもみられた。たとえば、大正八年友愛会京都連合会が奥村電気商会に、組合をみとめるよう会社側に要求した争議にさいし、組合側が要求した事項の中で、「労働組合として友愛会を承認すること。よつて爾今各

## 労働用語ことはじめ (一)

個の雇傭契約を解除して一切の事項を友愛会鶴東支部を当事者として集合契約を締結する事」(協調会編『我国に於ける団体交渉』一七頁)を要求している。」こでは労働協約ではなく、集合契約の言葉が用いられていた。

また、この奥村電機商会の争議を報ずる『労働』九七号(大正八年九月号)の中、一記者は「労働者は組合を作り、其組合と会社や事業主と契約する集団の必要がある。京都聯合会が奥村電機会社と争っているのは乃ち此集団契約を必要とするからである」とのべ、労働協約を「集団契約」と表現し、「個人契約」と対比している。

(4) 以上とのおり、「集合」「賃率」「団集」「団体」「労働」と「契約」「協約」との組合せによって言葉がつくれられていた。その中で「契約」という表現がしだいに消えていく。これは、債権契約として処理していた従来の学説を批判して、労働協約の法規範性を主張した末弘巣太郎「労働協約と法律」に代表されるように、労働協約が債権契約とは別のものであるという考えがひろまつたためであろう。そこで「協約」という言葉が一般化してきた。それが大正末期であるが、このころ「労働協約」と「団体協約」の二つの表現にしづらってきた。

「労働協約」と「団体協約」の位置づけをした論文は安井英二「労働協約の研究」(社会政策時報五二号一二四頁以下、大正十一年、後に『労働協約法の研究』に所収)である。それによれば、労働協約の労働者側が団体である場合には、その協約を団

協約(Verbandstarif)といふ、単に一時的団結である場合には、非団体協約とよび、区別している。

この区別は中村万吉『労働協約の法学的構成』でもみられる。安井英二、中村万吉によれば「労働協約」の一つの種類として、「団体協約」があるという考え方である。しかし非団体協約は実際にはきわめて少ないために、「労働協約」が、「団体協約」とほぼ同じものとしてとらえられる傾向がでてくる。

それをしめすのが永井亨『労働組合法論』(日本評論社、大正十五年)である。

それによれば、「書中到るところに団体協約の語を用ひた所以のものは今日一般の用語たる労働協約に代らしめんとの意に出てるものではなく、労働者団結又は団体の機能として又同盟罷業と対立する平和的手段として説明する場合においては団体協約の語が最も解り易いと思ったからである。そこで英語の用例に倣つたといふに過ぎない。わが国の普通の用例によると、労働協約の中で労働組合の如き継続的団結が協約当事者となる場合においてのみ団体協約と名づけられている。」

ところが、大正末期から昭和の初期にかけて、「団体協約」に特殊な意味合いをこめて用いられるようになり、昭和七年以後は、それがはつきりしていく。総同盟は、大正十三年の大会において現実主義へと戦術を転換した。その現実主義から生まる戦術の一つとして、総同盟は「団体協約運動」をおこした。

総同盟は、昭和二年の全国大会において、「労働組合の成立は労働者の経済的要求に発し、然もこれが合理的満足なる達成は団体協約権を確立するに懸つて居る」ことを根拠に団体協約権確立に関する件が満場一致で可決された。そして、この大会において「団体協約権確立工場及び組合一覽」を発表した。

昭和三年の大會においても、「産業の民主化は強力にして健実なる労働組合の発達と之を公認して団体協約の実行せらるる所に於てのみ幾分の期待を持ち得る」という決議をし、団体協約運動が本格化していく。

この団体協約運動は昭和七十年の四年間に飛躍的に拡大した。

これは「その産業協力にたいする実績が、労資の理解と信頼を助長したことによるものである」（総同盟『総同盟五十年史第一卷』一三九頁）としている。さらに、総同盟昭和七年の大會において、団体協約法要綱九項目を作成し、団体協約法の制定の提案をおこなっている。

この運動は、総同盟の主張する「健全なる労働組合主義」を実現する手段の一つであり、団体協約という表現をもちいたのは、労使の団体交渉によって団体協約を締結することを強調したかったためである。

これに対して、評議会側は次のように批判している。岡部電機の団体協約にたいして、「これほど徹底した妥協主義、非戦闘主義があるものか……ここに今日の総同盟の指導者、即ち徹底せる右翼社会民主主義者が資本家、政府と協力の下に意識的になし

つつあるところの『産業に於ける經濟的平和の戰術』の端初の、従つて又最も露骨、無技巧な形態を發見するのである」（谷口善太郎『日本労働組合評議会史』六七頁）

中間派労働組合も、「吾國では團体協約は現在、この工場単位の意味に用いられて居るので、實際は御用組合で当然会社の人事係の觀あるのみである」（総同盟編・『総同盟五〇年史・第二卷』二六九頁）と批判をしている。

このように総同盟とは別の立場からは、團体協約は右翼労働組合、あるいは御用組合のとり結ぶものと理解されていた。

(5) 法律の中で労働協約がつかわれたのは、内務省社会局の第一次の労働組合法案（大正十四年）十二条である。<sup>(4)</sup> それには、「労働組合ガ雇傭条件ニ関シ雇傭者又ハ雇傭者團体ト契約（労働協約ヲ為シタル場合ニ於テ協約ノ条項ニ違反スル雇傭者及組合員間ノ雇傭契約ハ其ノ違反スル部分ニ限り無効トス。無効ナル部分ハ協約ノ条項ヲ以テ之ニ代フ」と規定されていた。

ここではまだ契約という表現がもちいられているが、カッコ付きて労働協約という言葉が用いられている。立法技術上からいえば、カッコ付きの文言はあまり実例が多くなく、例外的な規定の仕方である。なぜこのような規定の仕方になつたかを知る資料をみつけだせなかつたが、まだ法律用語として労働協約がなじみがなかつたために、このような規定の仕方になつたのであろうか。使用者団体は、この労働協約の規定の削除を要求しており、大正十四年の行政調査会では、「労働協約ニ関スル規制ヲ置クコト

## 労働用語ことはじめ (一)

ノ趣旨ハ之ヲ是認スルモ其ノ規定ノ内容ニ付テハ尙攻究ヲ重ネテ別ニ立法スルコト」を勧告しており、昭和四年の社会政策審議会も、「労働協約ニ関スル規定ハ組合法中ニ之ヲ設ケザルコト」と決議した。政府はこれをうけて、内務省社会局内で労働組合法案にかえて、労働協約法案をつくる動きが生じ、労働協約法案の要綱が発表されている。(大阪朝日新聞昭和五年十月十八日) このようすに政府側の法案では、一貫して「労働協約」という言葉が用いられている。

これに対して、政党側の法案はどうか。

昭和四年の社会民衆党案では、その一〇条に「労働組合が雇主又は其の団体と労働協約を締結したる場合に於て之に反する組合員と雇主との単独契約条項は無効とす」と規定している。次に出された日本大衆党案は、「労働組合が雇用者又ハ雇用者団体ト賃金、時間其ノ他ノ労働条件ニ関シ労働協約ヲ締結シタル場合ニ於テハ協約ノ条項ニ違反スル部分ニ限り無効トシ無効ナル部分ハ協約ノ条項ヲ以テ之ニ代フ」と規定している。

昭和五年に発表された無産政党共同案は先の社会民衆党と同じ規定となっている。次にだされた労農党的労働組合法案(河上肇案ともいわれている)では、「団体協約」という言葉が用いられている。その第九条に、「労働組合ハ団体協約ノ主体タルコトヲ得雇用者ハ労働組合トノ団体協約ヲ拒絶スルコトヲ得ス」という規定がみられる。そして第一〇条には、「雇用者ハ労働組合トノ団体協約ニ依リテ定メラレタル労働条件ヨリ劣悪ナル条件ヲ以テ

労働者ヲ雇用スルコトヲ得ス」と規定している。

社会民衆党は昭和七年に社会大衆党にかわるが、これは総同盟と友好關係にあることからすれば、社会民衆党の法案では「団体協約」という表現を用いなければならない。また労農党は、評議会と結びついた政党であり、本来ならば団体協約という言葉をさけなければならないのに、ここでは反対になっている。なぜそうなったのかははつきりしない。

社会民衆党の案は、社会局案を骨子としてそれを改正した形でつくられたために、「労働協約」をそのまま用いたのであろうか。労農党の案は、「立法されるべき法案として作成されたものでなく、政府案に対する要求箇条を法案的順序に於て示したスローガン」であるが、労農党が昭和三年二月の普通選挙にかけた政策の中に、「団体協約権の確立」をあげており、そこから「団体協約」という言葉をあえて用いたのであるうか。そうすれば昭和三年ころにはまだ「団体協約」という言葉に含まれていた特殊な意味あいがはつきりしていなかつたのであろう。

戦前においては労働組合法は成立せず、ついに「労働協約」という言葉は実定法上の用語にはならなかつた。しかし、戦前の裁判所の判決に「労働協約」という言葉が登場した事例がある。裁判所の判決に労働協約が登場したのは、昭和五年一二月一一日京都地裁の判決(法律新聞三二二八号・労働法律旬報一三三号に転載されている)である。

「大正十五年七月六日被告カ其當時被告ニ於テ雇入レ被告工場

ニ在リテ勞務ニ服セル職工一同トノ間ニ若シ被告カ將來之等職工ヲ解雇スル場合ニハ其ノ勤續年限ニ應シ解雇手當トシテ一年未満ノモノハ日給四十日分一年以上ノモノハ一月ヲ増ス毎ニ日給三日分ヲ加算シ支給スル旨ノ契約ヲ締結シタルコトハ當事者間ニ爭ナク右契約ハ單ニ其ノ當時被告工場ニ在勤セシ各個ノ職工ヲ其ノ契約ノ相手方ト爲シタルモノニアラスシテ寧ロ被告工場ノ職工ヲ一團トシタル職工團體ヲ契約ノ相手方トシテ爲シタル一種ノ勞働協約ト看ルヘキモノニシテ其ノ利益ヲ享受スルハ獨り其ノ當時在勤ノ職工ノミ止ラス爾後被告ニ雇ハレ被告工場ニ於テ勞働スルモノハ右契約ニ基ク解雇手當制度ノ廢止セラレサル限り其ノ雇ハルルト同時に被告工場ノ職工ノ一員トシテ右制度ノ利益ヲ受クヘキ趣旨ナリシコトハ……之ヲ認め得ヘク從テ右契約成立當時在勤セシ原告等ハ勿論爾後被告ニ雇ハレタル原告モ其ノ雇ハルト同時に右契約ニ因ル利益ヲ享受シ得ルニ至リタルモノト認メ得」と判示し、第二審（大阪控訴院）の昭和七年一二月二一日の判決（新聞三五〇四号）もこれを支持した。

この判決は労働協約の実定法がないのに、法的拘束力をみとめたものとして高く評価された。<sup>(8)</sup>

(6) 戦後の労働立法の中でも、「労働協約」と「団体協約」の両方がもちいられた。昭和二十年十二月二十二日公布され、翌二年三月一日から施行された、いわゆる旧労組法では、「労働協約」がつかわれた。昭和二十年十月十一日のマッカーサーから幣原首相に対する五大改革指令がなされたが、その一つであった

「労働組合の結成奨励」をうけて、労働組合法の制定がはかられた。そのために労務法制審議会がもうけられた。審議会は官庁委員、議会委員、学識経験者、労使委員計三四名で構成され、「審議の過程において、当初昭和六年の労働組合法案、あるいは大正一四年の社会局案を中心として考えることが提案されたが、結局それを参考資料としつつ全然新しい構想で考えていくことと」（労務省労政局労働法規課編『新訂版労働組合法労働関係調整法』三六頁）なった。そこで、答申にいたるまで、(1)昭和六年までの法案とその各条対比、(2)いわゆる「意見書（幹事案）」、(3)整理委員会で審議した同委員会用原案、(4)整理委員会案、(5)小委員会案、(6)最終案が存在している（山中篤太郎「労働政策とわたしⅢ」季刊労働法七九号一七一頁）。そのうち、(2)のいわゆる意見書（幹事案）の段階で、「労働協約」の用語がもちいられ、それがそのまま答申の労働組合法案でももちいられた（労働省編・資料労働運動史昭二〇～二一年七一九頁）。(2)の意見書は、未弘嚴太郎が配布説明した「労働組合立法に関する意見書」で、第二回審議会総会で提出された。しかし、その前の第一回の総会のときに労働者側委員であった松岡駒吉が日本労働組合総同盟の結成準備委員会が要綱として決定した「労働組合法要綱」と「団体協約法要綱」に即した発言をしている。そこでは、「団体協約」という言葉をもちいているが、これは戦前の総同盟がもちいていた言葉をもちいたものと思われる。しかし、その後の審議で「労働協約」とするか「団体協約」とするかの議論はなされておらず、議論で

## 労働用語」とはじめ

は「労働協約」または単に「協約」という表現しか用いられていない。<sup>(10)</sup>この当時まだ労働協約の実態はなかったとしても、言葉としては労働協約が定着して、いたためではなかつたと思われる。

ところが、国家公務員法の昭和二十三年の改正時に、「団体協約」という言葉が用いられた。<sup>(11)</sup>この改正は、昭和二十三年七月二十一日の芦田均内閣総理大臣にあてたマッカーサー元帥の書簡に端を発している。政府は政令二〇一号で应急措置をした後、司令部からの国家公務員法改正案の提出を待つた。

司令部側の責任者であったフーヴァーは、「最初の国家公務員法制定のときの日本政府の『するいやり方』に憤慨していたから改正案の緻密な草案を作成し、これを臨時人事委員会（後の人事院）に送って、極秘に日本語に翻訳させ、またこれを司令部で英語にもどして検討する作業をした」という。フーヴァー氏は昭和二十三年七月二十八日、苦米地義三官房長官を司令部に招致して、おひそかな態度で、改正案の草案と日本語の訳文とを突きつけた。<sup>(12)</sup>苦米地氏は、改正案の精緻な草案に加えて、日本語の訳文まで添えてあるのに驚いた様子で、第一に発した言葉は、「これは改修の余地があるのか」ということであったが、フーヴァー氏は、「修正は認めない」と、冷然といい放つたのであった。

この時提示された法案には、まだ collective agreement という表現はなかった。その後司令部と日本側との交渉がなされ、昭和二十三年九月二十四日日本側から司令部へ提出した修正案の中で、はじめて collective agreement という表現が九八条にあら

<sup>(12)</sup>われ、それをうけて十月六日司令部より提出された改正案の中でもある。これ以後の改正案の中では、collective agreement はすゝとみられる。<sup>(13)</sup>

collective agreement を「団体協約」と訳した資料がはじめて登場するのは、十月一日司令部に提示した第九十八条案の中である。<sup>(14)</sup>これ以後はすべて「団体協約」という訳になつている。

それではなぜ「労働協約」と訳さなかつたのかという疑問が当然生じる。それに答える資料が現段階ではみつからない。

この疑問について三島宗彦「公務員法、公労法上の協定と協約」（後藤清先生還暦記念論文集、一七一頁）では、一応の推定ではあるとしながら、「労働協約とせずに団体協約としたのは、一切の集団的（当事者の一方が職員団体という集団である）との意味で）契約の法的効力を否認する趣旨があつたからではないか。collective agreement の翻訳としては普通なら労働協約（ないは「集体協約」）とのぐでじぬ。

国家公務員法では職員の団体を労働組合とはいわず職員団体となづけており、そこで職員団体の締結する協約を団体協約として、「団体」という表現で統一をしたのではないかと思われる。

そこに[[島説のように、法的拘束力をみとめないという趣旨まで含めていた可能性は考えられる。

国家公務員法について、昭和二十五年地方公務員法が制定され、そこでも「団体協約」という表現が用いられた。ところが、昭和二十三年制定の公共企業体労働関係法、昭和二十七年制定の

地方公営企業労働関係法では、「労働協約」という言葉が用いられており、ここでは職員の団結体は「労働組合」とよばれており、

それに合わせて「労働協約」という表現をもつたものと思われ  
る。

公共企業体労働関係法の制定は、国家公務員法の制定時とはほぼ同じ頃に問題になり、それらの法案は同じ議会に提出されている。司令部の指示をうけて法案作成にとりかかったが、運輸省側が九月十六日付でつくった「鉄道労働関係法要綱草案」にも、また同じ頃労働省側がつくった「公共企業体労働関係法要綱草案」にも、はじめから「労働協約」の表現が用いられている。その後九月二十八日司令部の L.S. (Legal Section) から公共企業体職員団体交渉法要綱が提示され、日本政府との交渉の結果十月十二日条文の形でまとめられた。それによると八条には collective bargaining agreement, 十六条には agreement, 二二条には the collective bargaining contract とかかれどある、それを八条、二二条・二三條では「労働協約」十六条は「協定」と訳して

(15) いる。ふつするに、労働基本権を広くみとめられる領域では「労働協約」やましい範囲しかみとめられない領域では「団体協約」という言葉が用いられたことになる。

この区別は戦前の大正末期から昭和期にかけてもつたされた「労働協約」と「団体協約」の区別とは異った意味で、戦後も実定法上「労働協約」と「団体協約」が併存する」となった。

### 労働用語ことばじめ ①

### 注

(1) 中村吉三郎『明治法制史』第一輯100頁、後藤清「労約理論」労働法講座第四卷第八章。

(2) ふつするに P. Lenmar の Der Arbeitsvertrag の第一巻が出版されたのは一九〇一年、第一巻は一九〇八年であり、第一巻がでてから、約七年たらずで、日本で議論されている。

それ以前に「労働協約」について議論したものとして次の文献が目についた。

カーネギー著(浮田和民譯)「経済学之原理」(明治二十四年九月刊)の中や、「社会的教化策」を、政府の助力によるものと、政府の助力を要しないものとわけて説明をしている。その「政府の助力を要される教化策」の中や、同業組合(労働組合の事)の目的の一つは、「雇主と労使を為すに当りて一致結合するにあり作業者若し一人より雇主と談判せば其不利甚だ大なら雇主は庶々其請求を開かざることなく是時に当り作業者は或は雇主の条款に屈服するか否かそれが職業と食物とを失はざる可からず然れども作業者若し皆一致して請求をなし又た一時維持するに足るの資本を蓄積するときは雇主も請求を拒絶する前に細心して勘考する所るべし」と書いてある。この中の「約定」が、いまいう労働協約に相当するものと思われる。

(3) 大正九年に創刊された社会政策時報の中や、労働協約と団体協約の両方がつかわれてることがわかる。

二十三号(大正十一年七月) 独逸に於ける団体協約

二十三、二十四号(大正十一年七・八月)

水谷嘉吉 労働協約に関する研究

五十一、五十七号(大正十二年十二月～大正十三年六月)  
安井英一 労働協約の研究(一～七)

## 労働用語ことはじめ(一)

秋山 爰助 米国における労働協約

一〇九号(昭四年十月)

山口正太郎 労働組合法より団体協約法へ

孫田 秀春 寧ろ一箇条でも協約法を

一二〇号(昭五年九月)

岡本 栄吉 産業平和と団体協約

一三二号(昭六年九月)労働協約特集号

吉田 茂 労働協約特種号の発行について

河津 邊 産業上より観たる労働協約

長岡保太郎 産業関係の窮屈と労働協約の平和的任務

末弘巖太郎 労働協約立法に関する多少の考察

孫田 秀春 法律上より觀たる労働協約の本質及職分

吉川大二郎 労働協約の終了原因に関する二三の法律問題

木村 清司 本邦に於ける労働協約立法問題

今岡純一郎 労働協約と協調精神

片岡 安 労働協約に就て

森田 良雄 労働協約に就て

松岡 駒吉 産業平和と団体協約

三輪 寿壯 歪められたる労働協約を排す

内藤 義弘 我国に於ける労働協約について

坂本孝三郎 団体交渉と団体協約

菊池 鮎二 団体交渉権の認容と経過に就て

山中篤太郎 イギリス労働協約について

沢松 兼人 アメリカに於ける労働協約

浅井 清信 独逸に於ける労働協約の基礎觀念とその發展

星野 春雄 仏國労働協約法の特殊性

吉田 球穀 イタリアに於ける労働協約の一般的考察

山口正太郎 ヴィニットの労働協約  
労働協約の実態調査をした報告書にも、労働協約と団体協約の両方がもあらわれている。たとえば、

内務省社会局労働部『団体交渉並労働協約ニ関スル調査』(大正十一年十一月)

内務省社会局労働部『本邦に於ける団体交渉並に労働協約の概況』(昭和三年三月十一月)

協調会労働課『我國に於ける団体交渉及団体協約』(昭和五年九月)

内務省社会局労働部『我國ニ於ケル労働協約ノ概況』(昭和六年一月)

労働事情調査所『我國に於ける団体協約運動の沿革と現勢及其運用状況について』(『社会科学講座』十巻、昭和六年十月)

(4) 菊池勇夫・林廸広『労働組合法』一四九頁によれば、社会局の案以前に、大正中期農商務省の「工業労働法案」の中に団体協約についての規定があったとしている。国民新聞大正十年二月九日によれば、

その第五条には「慣習又ハ工業主団体及從業者団体間ノ協定ニヨリ一週中ノ一日又ハ數日ノ就業時間ヲ第三条ノ就業時間以下ト為シタルトキハ行政廳ノ許可又ハ當該団体間ノ協定ニ依リ其週間ニ於ケル他ノ日ノ就業時間ヲ一日ニ付一時間以内延長スルコトヲ得但シ當該週間ノ就業時間ヲ第三条ニ定メタル一週ノ就業時間ヲ超ユルコトヲ得ス

工業主又ハ從業者ニシテ其団体ヲ組織セサルモノニ在リテハ其代表者前項ノ協定ヲ為スコトヲ得」とし、第六条には「第三条ノ規定ニ依ルコトヲ得サル特殊ノ事由アル場合ニ於テハ工業主団体及從業者団体間ノ協定ニ依リ行政官厅ノ許可ヲ得テ同条ノ規定ニ異リタル就業時間ノ定ラ為スルコトヲ得但シ協定中ニ定メタル一期間ノ就業時間ハ之ヲ一週ニ平均シテ同条ニ定メタル一週ノ就業時間ヲ超ユルコトヲ得ス」と規定している。ここには「労働協約」「団体協約」という言葉はも

むづれでない手「協定」が用ひられていふ。

(5) 士穴文人『戦前労働法綱譜』一七七頁。

(6) 山中篤太郎『日本労働組合法研究』一三四頁。

(7) 前掲書 四八頁。

(8) 本件の判例評議として未弘敏太郎・法律時報昭和六年八月号および社会政策時報一三〇号(昭和六年九月)、木村清司・社会政策時報一三三号(昭和六年一〇月)。しかし沼田稻次郎「労働法(法体制再編期)」講座日本近代法発達史第五巻二八二～三頁によれば、本件の大審院では別の論旨で上告を棄却した。つまり、「反証ナキ限り其ノ協約ノ從フ意思ヲ以テ」雇傭契約が締結されたと解して、結論をだしたので、協約が反対の意思を排してまだ拘束するという効力はないとあるの。

(9) 遺稿公開「一九四五五年労働組合法の形成上」日本労働研究会編集会

四二七六頁。

(10) 葉議会の中や松岡義眞の述に連続貢だした「国民憲法」ハジハ教説  
アラニヤ第言したと/orががある。労働省『資本労働運動史』〇～一十  
一年版』七三八頁。

(11) 浅井清『新版國家公務員法精義』六～八頁。

(12) 人事院編『國家公務員法沿革史』(資本編)一〇一～一〇一七頁。  
Personnel of the service shall be permitted to form or refrain from forming or to refrain from joining associations or other employee organizations. Subject to the procedures of the Authority and through such organizations, personnel of the service may designate representatives from among persons in the service and negotiate with proper authorities for conditions of work and for other lawful purposes including welfare activities, provided however, that such negotiation does not include the right of "collect-

tive agreement" with the Government. No person in the service shall be denied the right to present grievances or make recommendations by reason of his non-membership in an employee organization.

(13) 前掲書 五三八～九頁。

(14) 前掲書 五一一頁。

(15) 公労法の制定過程については、吾孫子豊「公共企業体労働関係法制定経過概要」公企労研究六号一〇頁以下、座談会「ミ公共企業体労働関係法」制定の前後」(今井 男、吾孫子豊、山本英也)、飼手真吾、井上縫三郎「日本労働協会雑誌五号六〇頁以下参照。やつとくねい資料集として、公企労セントー調査研究資料第七号がある。